平成２６年（フ）第３１３号
相模原市中央区千代田３丁目19番９―304号
債務者　佐々木久美
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３３８号
静岡県駿東郡清水町新宿151番地の５　プレミール105
債務者　古関　宏亮
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３５号
京都府南丹市園部町上木崎町大将軍４番地４アーバンライフ源101号、前住所京都府南丹市園部町小山西町大峠４番地12
債務者　中島　邦男
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２６年（フ）第４２号
京都府南丹市八木町北屋賀一ツ橋72番地24小集落改良住宅八木一ツ橋団地62号
債務者　國府　美姫
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２６年（フ）第３１０７号
大阪府寝屋川市美井元町23番９号
債務者　笠原美代子（旧姓阿蘇）
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０２５号
大阪府門真市小路町14番８号
債務者　宮田　純子
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０３２号
大阪市都島区都島南通１丁目５番13―305号
債務者　椎野　惠子
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５３４号
大阪府豊中市豊南町東３丁目13番45号
債務者　親里　雅彦
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５６９号
大阪市東住吉区杭全３丁目２番10号
債務者　川端　　学（旧姓塩本・吉村）
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６７９号
大阪府大東市大東町５番11号
債務者　酒井設計こと　酒井　啓介
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７８７号
大阪府豊中市豊南町東３丁目13番57号
債務者　藤川　美枝
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８０７号
大阪府池田市宇保町８番33号　201号
債務者　松尾惠美子
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８１８号
大阪市平野区平野東４丁目２番12号　コーポ泰山103号
債務者　泉　　幸一
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０６４号
大阪市港区波除４丁目８番８―402号
債務者　渡邉　常彦
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０６８号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番31―607号
債務者　北村　美香
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０６９号
大阪市西成区山王２丁目３番２号
債務者　菊田　光一
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０７０号
大阪市東成区東今里２丁目10番３号　今里内外マンション２Ｆ25号
債務者　齊藤　秀幸（旧姓越尾）
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０７１号
大阪市旭区清水２丁目４番11―113号
債務者　西﨑　勝志
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部